⑷　試験地　札幌市、函館市、釧路市、仙台市、福島市、盛岡市、秋田市、青森市、東京都、横浜市、さいたま市、千葉市、水戸市、宇都宮市、前橋市、静岡市、甲府市、長野市、新潟市、名古屋市、津市、金沢市、富山市、大阪市、京都市、神戸市、広島市、山口市、岡山市、鳥取市、松江市、高松市、高知市、松山市、福岡市、長崎市、大分市、熊本市、鹿児島市、宮崎市及び那覇市

㈱　試験場は原則として上記の都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

⑸　第１次試験合格者発表　令和８年５月28日（木）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

２　第２次試験　専門試験、政策論文試験及び人物試験。ただし、受験の特例希望者については、一般職試験（裁判所事務官、大卒程度区分）における合否判定用として、論文試験を加える。

⑴　対象者　第１次試験の合格者。ただし、⑵のエについては、第１次試験の有効受験者に対して行う。

⑵　方法

ア　専門試験　専門的知識等について、記述式により、次の科目の筆記試験を行う。

㋐　憲法

㋑　民法

㋒　刑法

㋓　次に掲げる科目のうち、受験者が選択する１科目

ａ　民事訴訟法

ｂ　刑事訴訟法

イ　政策論文試験　組織運営上の課題を理解し、解決策を企画立案する能力等について、記述式による筆記試験を行う。

ウ　人物試験　人柄、資質、能力等について、個別面接による試験を行う。

エ　論文試験　文章による表現力、課題に対する理解力等について、記述式による筆記試験を行う。

⑶　試験期日

ア　論文試験　令和８年５月９日（土）

イ　専門試験及び政策論文試験　令和８年６月６日（土）

ウ　人物試験　令和８年６月８日（月）から同月19日（金）までの間で、第１次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

⑷　試験地

ア　専門試験、政策論文試験及び論文試験　第１次試験の試験地に同じ。

なお、受験者ごとの試験地は、第１次試験を受験した試験地と同一の試験地とする。

イ　人物試験　次の表の「受験者の区分」欄に掲げる受験者に応じ、「試験地」欄に定める試験地とする。

㈱　試験場は原則として同表の「試験地」欄に定める都市内に設けるが、その都市の周辺地に設けることがある。

受験者の区分	試験地
札幌高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	札幌市
仙台高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	仙台市
東京高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	東京都
名古屋高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	名古屋市
大阪高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	大阪市
広島高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	広島市
高松高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	高松市
福岡高等裁判所の管轄区域内にある裁判所に勤務を希望する者	福岡市

⑸　第２次試験合格者発表　令和８年７月２日（木）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

３　第３次試験　人物試験

⑴　対象者　第２次試験の合格者

⑵　方法　人柄、資質、能力等について、集団討論及び個別面接による試験を行う。

⑶　試験期日　令和８年７月13日（月）又は同月14日（火）のいずれかの日で、第２次試験合格者に送付する人物試験受験票により指定する日

⑷　試験地　東京都

⑸　最終合格者発表　令和８年７月29日（水）に、合格者の受験番号をウェブサイトに掲載する方法で発表する。

なお、合格者には書面で通知する。

第７　採用候補者名簿の作成方法及び採用方法

採用候補者名簿は、希望する勤務地を管轄する高等裁判所ごとに作成し、最終合格者の氏名を高点順に記載する。採用は、採用候補者名簿に記載された者の中から行う。

第８　受験申込手続

１　裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトを利用する方法による申込みの場合

⑴　受験の申込み　受験希望者は、裁判所職員採用試験のインターネット申込受付サイトのアドレスにアクセスして申込手続を行うこと。（申込受付サイトアドレス［https://www-shiken.courts.go.jp/］）

⑵　申込受付期間　令和８年３月13日（金）午前10時00分から４月６日（月）まで

なお、申込みは、令和８年４月６日（月）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

２　申込書を郵送する方法による申込みの場合

⑴　受験申込書の交付　受験申込書は、最高裁判所で交付する。

なお、郵便により受験申込書を請求する場合には、封筒の表に「受験申込書請求（総合職）」と朱書し、宛先及び郵便番号を明記して180円切手を貼付した返信用封筒（角形２号）を同封する。

⑵　受験申込先　最高裁判所

⑶　受験申込方法　受験希望者は、受験申込書に所要事項を記入し、受験申込先に簡易書留郵便で提出する。

なお、封筒の表に「総合職（裁判所事務官）受験」と朱書する。

⑷　申込受付期間　令和８年３月13日（金）から同月16日（月）まで

なお、令和８年３月16日（月）までの消印のあるものに限り、受け付ける。

３　受験票の発行

受験の申込みを受理した場合は受験票を発行する。受験者は、第１次試験の際に、申込受付サイトからダウンロードした受験票を提示すること。申込受付サイトから本人の写真をアップロードしていない受験者は、第１次試験の際に、本人の写真を印刷して必ず持参すること。写真をアップロードせず、かつ持参しない場合や写真の写りが不鮮明で受験用として適当でない場合には、受験を認めない。

４　受験申込後の試験地等の変更の禁止

受験申込後は、申込みをした試験の種類、受験の特例希望の有無、希望する勤務地を管轄する高等裁判所及び試験地の変更は認めない。

第９　その他

１　受験申込手続その他受験についての問い合わせは、最高裁判所事務総局人事局総務課職員採用試験係（03―3264―5758）に行うこと。

２　受験に際し、身体の障害等があるため何らかの配慮を希望する者は、受験申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

３　試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照のこと。

令和８年度裁判所職員採用総合職試験（家庭裁判所調査官補、院卒者区分）公告

裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第47条の規定に基づき、次のとおり告知する。

令和８年３月13日　　最高裁判所